

別表
(高圧・特別高圧用)

株式会社東名

目次

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	2
2. 使用電力量の協定	2
3. 燃料費調整.....	3
4. 日割計算の基本算式	5
5. 需給契約書の作成.....	5
6. 需要場所.....	5
7. 常時供給電力	6
8. 予備電力.....	7
9. 自家発補給電力.....	8
10. その他料金.....	10
11. 標準周波数についての特別措置.....	10

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合、次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量

————— × 協定の対象となる期間の日数

前月または前年同月の料金の算定期間の日数

ロ. 前3月間の使用電力量による場合

前3月間の使用電力量

————— × 協定の対象となる期間の日数

前3月間の料金の算定期間の日数

(2) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

取替後の計量器によって計量された使用電力量電力量

————— × 協定の対象となる期間の日数

取替後の計量器によって計量された期間の日数

(3) 参考のために取り付けられた計量器の計量による場合

参考のために取り付けられた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、47(計量器等の取付け)に準ずるものといたします。

(4) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

3. 燃料費調整

各契約種別における料金につき、平成8年1月に導入された燃料費調整制度に基づき、事業者の効率化努力のおよばない燃料価格や為替レートの影響を外部化することにより、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させることとして、下記の計算方式により燃料費調整額を算出し、適用いたします。

実際にお客さまの電気料金に反映される燃料費調整額は、旧一般電気事業者注が同方式により算定して得られた各月の燃料費調整単価を、お客さまの各月使用電力量に乗じて求められたものとなります。

当社は、燃料費調整単価の算定は行わず、旧一般電気事業者注が算定した単価をそのまま用いて燃料費調整額を算出するものとします。

なお、当社は算定された燃料費調整額を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。

以下は、旧一般電気事業者注が適用する燃料費調整額の算定方法となります。

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

(イ) 北海道電力ネットワーク株式会社および北陸電力送配電株式会社の供給区域

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、 α および β の値については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ロ) 東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、 α 、 β および γ の値については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

なお、基準燃料価格については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

ニ. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1日から 3 月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1日から 4 月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1日から 5 月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1日から 6 月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1日から 7 月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1日から 8 月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1日から 9 月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年 10月 1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年 11月 1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年 12月 1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、各月ごとに定めた燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

4. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ. 基本料金を日割りする場合

基本料金は、次の算式により算定いたします。

$$\boxed{\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{該当月の日数})}$$

ただし、計量日制の場合は、上記の「該当月の日数」を「計量期間の日数」と読み替えて算定いたします。

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再開日を含み、電気の停止日および本契約の終了日除きます。また、電気料金の変更があった場合には、電気料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金単価を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金単価を適用して算定いたします。

ロ. 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 21(料金の算定)(1)イの場合料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 21(料金の算定)(1)ロの場合料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ. 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 21(料金の算定)(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 21(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ. 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ. 需給契約が終了した場合 終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

5. 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

6. 需要場所

(1) 構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であってもそれぞれが地上または地下において連結されかつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認め

られる場合は1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(1) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ. 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。

ロ. 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ. 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

7. 常時供給電力

(1) 契約電力

常時供給電力の契約電力は、次のとおりといたします。

- イ. 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット(kW)以上の場合または特別高圧で供給する場合の契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様と当社との協議によって定めます(以下、本号のお客さまを「協議制のお客さま」といいます。)
- ロ. 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット(kW)未満の場合の各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします(以下、本号のお客さまを「実量制のお客さま」といいます。)
 - (イ) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに当社から高圧で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降12か月の期間の各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。なお、当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。
 - (ロ) 受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、受電設備を減少された日を含む1か月の次の月以降12か月の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容ならびに同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値といたします。ただし、契約電力を変更した月以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合の契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) 電気料金

常時供給電力の電気料金は、次の算式で算定した基本料金、電力量料金、3. (燃料費調整)によって算定された燃料費等調整および1. (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、契約電力、基本料金単価および電力量料金単価は、需給契約に定めるものといたします。

イ. 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力、その基本料金単価および力率から次

の算式により算定される金額といたします。力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しいたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} \div 100)$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)、次の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

ロ. 電力量料金

電力量料金は、その月の季節、時間帯または平日もしくは休日等ごとの常時供給電力の使用電力量と、その月の季節、時間帯または平日もしくは休日等ごとに定めた電力量料金単価から、次の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{当該使用電力量} \times \text{当該電力量料金単価}$$

8. 予備電力

(1) 契約電力

予備電力は、常時供給変電所からの予備電線路により電気の供給を受ける予備線および常時供給変電所以外の変電所からの予備電線路により電気の供給を受ける予備電源を対象といたします。また、予備電力の契約電力は、原則として、常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備もしくは受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 電気料金

予備電力の電気料金は、次の算式で算定した基本料金、電力量料金、3. (燃料費調整)によって算定された燃料費等調整および1. (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、契約電力または使用電力量は、原則として、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。なお、契約電力および基本料金単価は、需給契約に定めるものといたします。

イ. 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、電気の使用の有無にかかわらず、予備電力の契約電力とその基本料金単価から次の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

ロ. 電力量料金

電力量料金は、その月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ. 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給電力の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給電力によって使用された電気とみなします。

(3) その他

イ. お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ. その他の事項については、特に定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

9. 自家発補給電力

(1) 契約電力

自家発補給電力の契約電力は、原則として、お客さまの発電設備容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台あたりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(2) 電気料金

自家発補給電力の電気料金は、次の算式で算定した基本料金、電力量料金、4.（燃料費調整）によって算定された燃料費等調整および1.（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、契約電力、使用時の基本料金単価、未使用時の基本料金単価 および使用条件ごとの電力量料金単価は、需給契約に定めるものといたします。

イ. 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその月の使用条件ごとの基本料金単価から次の算式により算定される金額といたします。ただし、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

(イ) 自家発補給電力使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{使用時の基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} \div 100)$$

(ロ) 自家発補給電力未使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{未使用時の基本料金単価}$$

ロ. 電力量料金

電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と、その月の使用条件ごとに定めた電力量料金単価から、次の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{当該使用電力量} \times \text{当該電力量料金単価}$$

ハ. 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、常時供給電力に準ずるものといたします。

(3) 定期検査または定期補修の取扱い

イ. お客さまが当該年度に実施する発電設備の定期検査または定期補修の時期は、できる限り夏季をさけて実施していただくものとし、前年度末までに当社に対して書面により通知していただきます。なお、実施時期を変更する場合は、その1か月前までに当社に対して書面により通知していただきます。

ロ. イにかかわらず、当社または送配電会社の需給状況が著しく悪化した場合には、当社は、その実施時期についてお客さまと協議をさせていただきます。

(4) 自家発補給電力の使用

イ. 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものといたします。ただし、事故、その他やむをえない場合には、使用開始後、すみやかに当社に通知するものといたします。

ロ. 使用の判定

(イ) 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの当月の最大需要電力が常時供給電力の契約電力をこえないときは、イの使用の通知にかかわらず、自家発補給電力を使用しなかったものとみなします。

(ロ) 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、お客さまが実量制のときの使用の判定は、お客さまから当社にイの使用の通知があり、かつ、お客さまの発電日誌等から自家発補給電力の使用が客観的

に確認された場合に、自家発補給電力の使用 といたします。

(5) 自家発補給電力の最大需要電力

イ. 常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力を使用されたときは、次のロによる場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその1か月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。なお、自家発補給電力の契約電力および常時供給電力の契約電力の算定において、常時供給電力の最大需要電力は、その1か月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値と、その1か月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうち、いずれか大きい値といたします。

ロ. 協議制のお客さまについて、自家発補給電力を使用した場合の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は、次の(イ)から(ハ)によるものといたします。

(イ) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{総需要の最大需要電力} - \text{常時供給電力の契約電力}$$

(ロ) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{自家発補給電力の契約電力}$$

(ハ) 超過の原因が明らかでない場合

$$\begin{aligned} & \text{自家発補給電力の最大需要電力} \\ & = \text{総需要の最大需要電力} \times \text{自家発補給電力の契約電力} \\ & \div (\text{常時供給電力の契約電力} + \text{自家発補給電力の契約電力}) \end{aligned}$$

ハ. 実量制のお客さまについて、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその1か月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

(6) 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は、次のイからハにより算定するものといたします。

イ. 自家発補給電力の使用電力量

$$\begin{aligned} & \text{自家発補給電力の使用電力量} \\ & = \text{自家発補給電力の使用時間中の使用電力量} - (\text{基準の電力} \times \text{自家発補給電力の使用時間}) \end{aligned}$$

なお、基準の電力は、原則として、次のいずれかを基準とし、あらかじめお客さまと当社との協議により決定するものといたします。ただし、特別な事由がない限り、(ハ)により基準の電力を決定いたします。この場合、いずれかを基準とするかは、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。なお、常時供給分の平均電力は、平常操業を行なっている日の値により決定いたします。

(イ) 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

(ロ) 自家発補給電力使用の前3か月間における常時供給分の平均電力

(ハ) 自家発補給電力使用の前3日間における常時供給分の平均電力

ロ. 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力供給期間中の計量時間ごとに、イに定める基準の電力に該当時間を乗じてえた値を使用電力量から差し引いた値の合計値を、自家発補給電力の使用電力量といたします。

ハ. イおよびロにおいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(6) その他

当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。その他の事項については、特に定めのある場合を除き、常時供給電力に準ずるものといたします。

10.その他料金

明細発行手数料

お客様が電気料金(月額)及び電気ご使用量の明細を郵送によるお知らせを希望された場合、明細発行手数料として100円(税抜)を要します。

11 .標準周波数についての特別措置

イ. 本約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

対象区域:新潟県の佐渡市、妙高市および糸里川市
:群馬県の一部

ロ. 本約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

対象区域:長野の一部